

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 3

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

措置入院者の入院費の徴収額の算定の基礎を、前年分の所得税の年額から市町村民税の所得割の年額に変更することにしました。

この規則は、令和元年6月1日から適用することにしました。

北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市精神障害者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

北九州市精神障害者措置入院費徴収規則（平成8年北九州市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「前年分の所得税年額」を「所得割年額」に、「1,470,000円」を「564,000円」に、「1,470,001円」を「564,001円」に改め、同表の備考第1項及び第2項を次のように改める。

- 1 この表及び次項において「所得割年額」とは、法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次項第3号アにおいて同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の年額をいう。
- 2 所得割年額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

（1） 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（2） 措置入院者又はその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割年額を算定するものとする。

（3） 措置入院者又はその扶養義務者が地方税法第292条第1項第

1 1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割年額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

別表の備考第3項中「おいて、」の次に「当該乗じて得た額に」を加える。

別表の備考第4項中「費用徴収しない」を「入院費を徴収しない」に改める

。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和元年6月1日から適用する。

北九州市公告第363号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
市民センターの電子複写機（62台）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月15日
- 4 落札者の名称及び住所
九州教具株式会社 北九州支店
北九州市小倉北区井堀三丁目6番30号
- 5 落札金額
1枚当たりの金額9.7円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日
令和2年4月1日
- 8 落札方法
最低価格による

北九州市公告第364号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
市民センターの電子複写機（68台）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年5月15日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社加来文機
北九州市八幡東区白川町4番2号
- 5 落札金額
1枚当たりの金額9.5円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日
令和2年4月1日
- 8 落札方法
最低価格による